



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例	
○ 沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例（行政管理課）	2
○ 沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例（税務課）	3
○ 沖縄県税条例の一部を改正する条例（税務課）	7
○ 沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（ものづくり振興課）	10
○ 沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（雇用政策課）	15
規 則	
○ 沖縄県災害被害者に対する県税の減免に関する規則（税務課）	16
○ 沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）	22
○ 沖縄県税条例施行規則等の一部を改正する規則（税務課）	28
○ 沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（ものづくり振興課）	65
告 示	
○ 沖縄県税条例施行規則第29条第2項に規定する競技会に関する告示（税務課）	67
訓 令	
○ 沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令（行政管理課）	67

公布された条例のあらまし

- 沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第56号）
 - 1 病院事業局の職員の定数「2,607人」を「2,654人」に改めることとした。（第2条関係）
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

- 沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第57号）
 - 1 沖縄県税条例の一部を次のように改正することとした。＜第1条＞
 - (1) 天災その他特別の事情により資力を喪失して納税困難と認める者について県税の減免をする場合の要件を規則に委任して定めることとする。（第14条関係）
 - (2) 個人県民税について、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とする。（第28条関係）
 - (3) 法人県民税、不動産取得税及び自動車税の免除又は減免に係る申請期限を納期限前7日までから納期限までに延長する。（第42条の2、第82条、第146条及び附則第18条関係）
 - (4) 地方消費税の税率を63分の17に引き上げる。（第60条の2関係）
 - (5) 規則で定める不動産の取得に係る不動産取得税について減免等の措置を設ける。（第82条関係）
 - (6) 公益財団法人沖縄県体育協会等がスポーツの普及及び振興のために開催する競技会に参加する者のゴルフ場利用に係るゴルフ場利用税を課さないものとする。（第89条の3関係）
 - (7) 中古商品自動車の販売業者が所有し、展示する自動車に係る自動車税額の12分の3に相当する額を減免する。（第146条の2関係）

- 2 沖縄県税条例の一部を次のように改正することとした。<第2条>
地方消費税の税率を78分の22に引き上げる。(第60条の2関係)
- 3 沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を次のように改正することとした。<第3条>
不動産取得税の減免に係る申請期限を納期限前7日までから納期限までに延長する。(第3条関係)
- 4 この条例は、次に掲げる日から施行することとした。<附則第1項>
 - (1) 1(1)、(3)、(5)、(6)、(7)及び3に係る部分 公布の日
 - (2) 1(2)に係る部分 平成26年1月1日
 - (3) 1(4)に係る部分 平成26年4月1日
 - (4) 2に係る部分 平成27年10月1日
- 5 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。<附則第2項から第4項まで>

○ 沖縄県税条例の一部を改正する条例(条例第58号)

- 1 県税に関する条例又は規則の規定に基づく申請により求められた許認可等を拒否する処分又は不利益処分について、沖縄県行政手続条例の規定に基づき理由を示すこととした。(第7条の2関係)
- 2 平成28年1月1日以後に支払を受けるべき利子等に係る県民税の利子割の納税義務者について、利子等の支払を受ける法人を除外し、利子等の支払を受ける個人に限定することとした。(第18条関係)
- 3 平成28年1月1日以後に支払われるべき割引債の償還金に係る差益金額に対して県民税の配当割を課するため、配当割の特別徴収の手続に関する規定を整備することとした。(第45条の13関係)
- 4 平成28年1月1日以後の源泉徴収選択口座内の特定公社債等の譲渡に係る譲渡所得等に対して県民税の株式等譲渡所得割を課するため、株式等譲渡所得割の課税標準及び特別徴収の手続に関する規定を整備することとした。(第45条の16及び第45条の19関係)
- 5 個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除について、次の措置を講ずることとした。(附則第5条の2関係)
 - (1) 適用期限を居住年が平成29年であるものまで4年間延長する。
 - (2) 所得割の納税義務者が住宅の取得等をして平成26年4月から平成29年12月までの間に居住の用に供し、かつ、租税特別措置法に規定する特定取得に該当する住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合は、控除限度額を所得税の課税総所得金額等の2.8パーセントに相当する金額(当該金額が54,600円を超える場合には、54,600円)とする。
- 6 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、5については平成27年1月1日から、2から4までについては平成28年1月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 7 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)
- 8 沖縄県税条例の一部改正に伴い、関係条例の規定を整理することとした。(附則第3項及び第4項)

○ 沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第59号)

- 1 沖縄バイオ産業振興センターの管理を指定管理者に行わせることとした。(第3条関係)
- 2 指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲を定めるほか所要の改正を行うこととした。(第4条から第9条まで、第13条から第15条まで及び第20条関係)
- 3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとし、必要な経過措置を定めることとした。(附則)

○ 沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第60号)

- 1 基金は、民間事業者等に対する一時金の支給に関する事業並びに福祉及び介護の人材を確保するための事業に係る費用の財源に充てるとき、処分することができることとした。(第1条及び第6条関係)
- 2 基金の設置期間を延長することとした。(附則第2項関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

条 例

沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 7月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第56号

沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例

沖縄県職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第51号）の一部を次のように改正する。
第2条中「2,607人」を「2,654人」に、「8,074人」を「8,121人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 7月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第57号

沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例

（沖縄県税条例の一部改正）

第1条 沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第14条中「については」の次に「、規則で定めるところにより」を加える。

第28条第1項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

第42条の2第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第60条の2中「100分の25」を「63分の17」に改める。

第82条の見出し中「減免」を「減免等」に改め、同条第1項に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める不動産の取得 規則で定める価格
第82条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に、「前項各項」を「同項各号」に改め、同条に次の3項を加える。

3 知事は、第1項に定めるもののほか、不動産取得税の納税義務を免除する特別な事情があると認めるものとして規則で定める不動産の取得については、納税者の申告により、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金の納税義務を免除することができる。

4 知事は、不動産取得税の納税者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、かつ、当該申告が真実であると認められるときは、規則で定める期間に限って、当該不動産に係る不動産取得税額の徴収を猶予することができる。

5 第72条第2項、第73条及び第75条の規定は、前項の規定による不動産取得税額の徴収の猶予について準用する。この場合において、第72条の見出し中「住宅の用に供する土地」とあるのは「第82条第3項に規定する不動産」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第82条第4項」と、「住宅の完成予定年月日その他知事が定める事項」とあるのは「知事が定める事項」と、「当該土地の上に2年以内に住宅を新築すること」とあるのは「同条第3項の規定の適用があること」と、第73条の見出し中「住宅の用に供する土地」とあるのは「第82条第3項に規定する不動産」と、同条中「前条第1項」とあるのは「第82条第4項」と、「第71条第1項第1号又は第2項第1号」とあるのは「同条第3項」と、第75条の見出し中「住宅の用に供する土地」とあるのは「第82条第3項に規定する不動産」と、同条第1項中「土地」とあるのは「不動産」と、「第71条第1項第1号又は第2項第1号」とあるのは「第82条第3項」と、「これらの規定によつて減額すべき額」とあるのは「同項の規定によつて納税義務を免除すべき額」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第82条第5項の規定により読み替えて準用する前項」と、「土地」とあるのは「不動産」と読み替えるものとする。

第89条の2第1項第2号中「選手」を「者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(ゴルフ場利用税の課税免除)

第89条の3 ゴルフ場利用税は、公益財団法人沖縄県体育協会その他の規則で定める団

体がスポーツの普及及び振興のため開催する競技会として規則で定めるものに参加する者（プロゴルファーを除く。）が当該競技会の競技としてゴルフを行う場合のゴルフ場の利用で規則で定める要件に該当するものに対しては、これを課さない。

第146条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第2章第8節中第146条の次に次の1条を加える。

第146条の2 自動車の販売を業とする者で規則で定めるもの（以下この条において「販売業者」という。）が賦課期日において商品として所有し、かつ、展示している中古自動車（規則で定める中古自動車に限る。以下この条において「中古商品自動車」という。）であつて、知事が必要と認めるものについては、当該販売業者の申請により、当該中古商品自動車に係る自動車税額（当該中古商品自動車が法第150条第2項の規定の適用を受けることとなつた場合には、同項の規定の適用がないものとした場合の税額とする。）の12分の3に相当する額を減免する。

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、納期限までに規則で定める事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

附則第18条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

附則第20条第1号中「第9条第5項」を「第9条第6項」に改める。

第2条 沖縄県税条例の一部を次のように改正する。

第60条の2中「63分の17」を「78分の22」に改める。

（沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部改正）

第3条 沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例（昭和54年沖縄県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中沖縄県税条例第14条、第42条の2第2項、第82条及び第89条の2の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、同条例第146条第2項の改正規定並びに同条

例第2章第8節中第146条の次に1条を加える改正規定並びに同条例附則第18条第2項及び第20条第1号の改正規定並びに第3条の規定 公布の日

(2) 第1条中沖縄県税条例第28条第1項ただし書の改正規定及び次項の規定 平成26年1月1日

(3) 第1条中沖縄県税条例第60条の2の改正規定及び附則第3項の規定 平成26年4月1日

(4) 第2条及び附則第4項の規定 平成27年10月1日

(第1条の規定による沖縄県税条例の一部改正に伴う個人県民税に関する経過措置)

2 第1条（沖縄県税条例第28条第1項ただし書の改正規定に限る。）の規定による改正後の沖縄県税条例第28条第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成25年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(第1条の規定による沖縄県税条例の一部改正に伴う地方消費税に関する経過措置)

3 第1条（沖縄県税条例第60条の2の改正規定に限る。）の規定による改正後の沖縄県税条例第60条の2の規定は、附則第1項第3号に定める日（以下「施行日」という。）以後に事業者（地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の77第1号に規定する事業者をいう。以下同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。）及び施行日以後に保税地域（同項第2号に規定する保税地域をいう。以下同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第11号に規定する課税貨物をいう。以下同じ。）に係る地方消費税について適用し、施行日前に事業者が行った課税資産の譲渡等及び施行日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

(第2条の規定による沖縄県税条例の一部改正に伴う地方消費税に関する経過措置)

4 第2条の規定による改正後の沖縄県税条例第60条の2の規定は、附則第1項第4号に定める日（以下「第2条施行日」という。）以後に事業者が行う課税資産の譲渡等及び第2条施行日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、施行日から第2条施行日の前日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等及び施行日から第2条施行日の前日までの間に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

沖縄県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 7月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第58号

沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条中「この条例に」を「この条例（第6号に掲げる用語にあつては、第4条第4項を除く。）に」に改め、同条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号中「（第4条第4項の徴収金を除く。）」を削り、同号を同条第6号とし、同条第8号から同条第17号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条の2第1項中「この条例又はこの条例に基づく規則」を「県税に関する条例又は規則」に改め、「第2章」の次に「（第8条を除く。）」を、「第3章」の次に「（第14条を除く。）」を加える。

第18条第1項第6号中「受ける者」を「受ける個人」に改め、同項第8号を次のように改める。

(8) 法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡対価等（以下この号及び第45条の19において「特定株式等譲渡対価等」という。）の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有するもの

第29条第1項中「個人の市町村民税」を「、個人の市町村民税」に改め、同条第2項中「納付又は納入の額」を「納付額又は納入額」に改める。

第45条の13第1項中「又は法」を「、法」に改め、「上場株式等の配当等」という。）の次に「又は法第71条の31第1項に規定する償還金に係る差益金額（次項において「償還金に係る差益金額」という。）」を加え、同条第2項中「又は上場株式等の配当等」を「、上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額」に改める。

第45条の16第2項を削る。

第45条の19第1項中「、選択口座」を「、法第23条第1項第16号に規定する選択口座」

に、「当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額」及び「譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改め、同条第2項中「当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済（次項において「対象譲渡等」という。）により特定株式等譲渡所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益（以下この項において「当該譲渡の対価等」という。）に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改め、同条第3項中「当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等により、当該対象譲渡等に係る法第71条の51第3項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額が同項に規定する源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなつた場合」を「租税特別措置法第37条の11の4第3項に規定する場合」に、「当該選択口座に係る個人に対して当該」を「同項に規定する」に改める。

第48条第2項中「第21条の7」を「第21条の6」に改める。

第49条第1項第2号中「特別法人」の次に「（法第72条の24の7第5項各号に掲げる法人をいう。第3項第2号において同じ。）」を加える。

第61条第2項中「第36条の2の2第1項」を「第36条の2の2」に改め、同条第8項中「大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業」を「農住組合法（昭和55年法律第86号）第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業」に改め、同条第9項中「大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合」を「農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合」に、「第36条の2の4」を「第36条の2の3」に改める。

第63条第8項中「（平成9年法律第49号）」を削り、同項第2号中「第39条の2」を「第39条の2第1項」に改め、同条第9項各号列記以外の部分中「当該土地の取得」の次

に「（施行令第39条の2の2で定める土地の取得を除く。）」を加える。

第71条第4項中「第39条の3の3」を「第39条の3の2」に改め、同条第5項中「第39条の3の2」を「第39条の3」に改める。

第79条中「定められた換地」の次に「（施行令第39条の7で定めるものに限る。）」を加える。

第85条の3第1項第2号中「施行規則第8条の3」を「施行令第39条の10」に改める。

第99条第2項中「対する」を「係る」に改める。

第147条中「地方税法」を「法」に改め、「共同開発鉱区を含む。」の次に「次条第1項第1号及び同条第2項を除き、」を加える。

第148条第2項中「鉱区について」を「鉱区についての」に改める。

第164条第2項中「第364条第3項」を「第364条第5項」に改める。

附則第5条の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に改め、同条に次の1項を加える。

4 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から平成29年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第3項第2号に規定する特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

附則第12条の2中「附則第7条第16項」を「附則第7条第14項」に、「附則第7条第17項」を「附則第7条第15項」に、「附則第7条第18項」を「附則第7条第16項」に改める。

附則第13条第1項中「標準税率」を「税率」に改める。

附則第19条第2項第2号ア中「道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第1項で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に定める」を「平成17年天然ガス軽量車基準に定める」に改め、同号イ中「道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第3項で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に定める」を「平成17年天然ガス重量車基準に定める」

に改め、同項第3号中「定めるものをいう」の次に「。次項において同じ」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第5条の2の改正規定は平成27年1月1日から、第18条の改正規定、第45条の13の改正規定、第45条の16第2項を削る改正規定及び第45条の19の改正規定は平成28年1月1日から施行する。

(沖縄県行政手続条例の適用除外に関する経過措置)

- 2 改正後の第7条の2第1項の規定は、この条例の施行の日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした改正前の第7条の2第1項（沖縄県産業廃棄物税条例（平成17年沖縄県条例第37号）第3条又は沖縄県石油価格調整税条例（平成24年沖縄県条例第1号）第3条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する行為については、なお従前の例による。

(沖縄県産業廃棄物税条例の一部改正)

- 3 沖縄県産業廃棄物税条例の一部を次のように改正する。

第3条中「、同条例第7条の2第1項中「この条例又はこの条例に基づく規則」とあるのは「この条例若しくは沖縄県産業廃棄物税条例（平成17年沖縄県条例第37号）又はこれらの条例に基づく規則」と」を削り、「同条例第10条中「この条例」とあるのは「この条例又は沖縄県産業廃棄物税条例」の次に「（平成17年沖縄県条例第37号）」を加える。

(沖縄県石油価格調整税条例の一部改正)

- 4 沖縄県石油価格調整税条例の一部を次のように改正する。

第3条中「、同条例第7条の2第1項中「この条例又はこの条例に基づく規則」とあるのは「この条例若しくは沖縄県石油価格調整税条例（平成24年沖縄県条例第1号）又はこれらの条例に基づく規則」と」を削り、「又は沖縄県石油価格調整税条例」の次に「（平成24年沖縄県条例第1号）」を加える。

第19条中「第2条第17号」を「第2条第16号」に改める。

沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 7月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第59号

沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例

沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例（平成25年沖縄県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第13条を第21条とする。

第12条中「使用者」を「利用者」に、「使用に際し」を「利用に際し」に改め、同条を第19条とし、同条の次に次の1条を加える。

（事業報告書の提出）

第20条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

第11条第1項中「使用者」を「利用者」に、「施設の使用」を「施設の利用」に、「第3条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条第2項中「知事」を「指定管理者」に、「使用者」を「利用者」に改め、同条を第18条とする。

第10条第1項中「知事」を「指定管理者」に、「その職員」を「センターの管理業務に従事する者」に、「第3条第1項」を「第8条第1項」に、「使用」を「利用」に改め、同条第2項中「職員」を「者」に改め、同条を第17条とする。

第9条中「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第16条とする。

第8条中「知事」を「指定管理者」に、「使用者」を「利用者」に、「第3条第1項」を「第8条第1項」に、「施設の使用」を「施設の利用」に改め、同条第4号中「第3条第3項各号」を「第8条第4項各号」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の3条を加える。

（利用料金等）

第13条 利用者は、施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。
- 3 指定管理者は、前項の規定により、利用料金を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 知事は、前項の承認をしたときは、これを県公報で告示するものとする。
- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 6 利用者が施設において利用する電気、ガス、水道、電話等の費用で知事の指定するものは、利用者の負担とする。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第15条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

第7条中「使用者」を「利用者」に、「使用する」を「利用する」に改め、同条を第11条とする。

第6条中「使用者」を「利用者」に、「使用する」を「利用する」に、「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第10条とし、同条の前に次の1条を加える。

(施設の利用期間)

第9条 施設の利用の許可の期間は、1年を超えないものとする。ただし、1年を超えない範囲内において更新することができる。

第4条及び第5条を削る。

第3条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用しようとする者」を「利用しようとする者」に、「知事」を「指定管理者」に、「使用者」を「利用者」に改め、同条第3項中「知事」を「指定管理者」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「知事」を「指定管理者」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加え、同条を第8条とする。

- 2 指定管理者は、前項の許可の申請が規則で定める基準を満たすものでなければ、許可をしてはならない。

第2条の次に次の5条を加える。

(センターの管理)

第3条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの設置の目的を達成するために知事が必要と認める事業の実施に関する業務
- (2) 第8条の規定による利用の許可に関する業務、第12条の規定による利用の許可の取消し等に関する業務、第18条第2項の規定による原状回復命令に関する業務その他の利用の許可に関する業務
- (3) 第13条の規定による利用料金の収受に関する業務、第14条の規定による利用料金の減免に関する業務、第15条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務
- (4) センターの施設、附属設備及び機械器具の維持及び修繕に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理運営に関して、知事が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第5条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第6条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切にセンターの管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

(指定管理者の指定等の告示)

第7条 知事は、前条の規定により、指定管理者を指定したときは、その旨を県公報で告示しなければならない。

2 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

別表中「第4条」を「第13条」に、

「施設使用料

種別	単位	金額	を
----	----	----	---

種別	単位	基準額	に
----	----	-----	---

改め、同表備考1中「使用の期間」を「利用の期間」に、「使用料」を「利用料金の金額」に、「使用日数」を「利用日数」に改め、同表備考2中「使用料」を「利用料金の金額」に、「使用する」を「利用する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後の沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）中相当する規定があるものは、改正後の条例の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行前に改正前の条例の規定により使用の許可を受けている者に係る使用

料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 4 改正後の条例第6条の規定による指定管理者の指定及び第13条第3項の規定による利用料金の承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第5条から第7条まで及び第13条第2項から第4項までの規定の例により行うことができる。

沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 7月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第60号

沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例（平成21年沖縄県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「機会を創出し」を「機会等を創出し」に、「確保その他自立のために必要な支援」を「確保等」に、「、就業」を「就業」に改める。

第6条第8号中「自立のための事業」の次に「並びに福祉及び介護の人材を確保するための事業」を加え、同号を同条第9号とし、同条第7号中「機会」を「機会等」に改め、同号を同条第8号とし、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 県又は市町村から緊急雇用特別事業を受託した民間事業者等が当該緊急雇用特別事業を実施するために雇用した者を引き続き正規の従業員として雇い入れた場合における当該民間事業者等に対する一時金の支給に関する事業を県が行う費用の財源に充てるとき。

附則第2項中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

沖縄県災害被害者に対する県税の減免に関する規則をここに公布する。

平成25年7月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第77号

沖縄県災害被害者に対する県税の減免に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号。以下「県税条例」という。）第8条及び第14条の規定に基づき、同条並びに県税条例第82条第1項第1号及び第2号に規定する天災その他の災害による被害者に対する県税の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人事業税の減免)

第2条 知事は、災害により自己の所有に係る事業用資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第3条に規定する棚卸資産及び同令第6条に規定する減価償却資産（同条第8号に掲げる無形固定資産を除く。）をいう。）につき受けた損害（保険金、損害賠償金等により補填されるべき部分を除く。以下この条において同じ。）の金額が当該資産の価額の2分の1以上である者で、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第72条の49の12第1項から第5項までの規定によって計算した前年中の事業の所得が1,000万円以下であるものに対しては、県税条例第14条の規定により、災害を受けた日の属する年度分の個人の事業税の税額について、次の各号の区分に応じ、当該税額から当該各号に掲げる額を軽減し、又は免除する。

- (1) 事業の所得が500万円以下であるとき 当該税額の全部に相当する額
- (2) 事業の所得が500万円を超え750万円以下であるとき 当該税額に2分の1を乗じて得た額に相当する額
- (3) 事業の所得が750万円を超えるとき 当該税額に4分の1を乗じて得た額に相当する額

2 知事は、前項に定めるもののほか、災害により自己又は法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者若しくは同項第8号に規定する扶養親族の所有に係る住宅又は家財につき受けた損害の金額が当該資産の価格の2分の1以上である者で、前年中の法第23条第1項第13号に規定する合計所得金額（法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第34条の規定の適用があるときは、その適用前の金額）、法附則第35条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第34条の規定の適用があるときは、その適用前の金額）、法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合においては、これらの金額を含む。）が500万円以下であるものに対しては、県税条例第14条の規定により、災害を受けた日の属する年度分の個人の事業税の税額について、当該税額から当該税額に別表左欄に掲げる損害の程度に応じそれぞれ同表右欄に掲げる軽減の割合を乗じて得た額を軽減する。

(自動車税の減免)

第3条 知事は、災害により自己の所有に係る自動車につき損害を受けた者に対しては、県税条例第14条の規定により、次に掲げる自動車について、当該自動車に係る自動車税（当該災害を受けた日の属する年度分に限る。）の額から次項から第4項までに定める額を軽減する。ただし、第2号又は第3号に掲げる自動車の次項第2号又は第3号に定める割合が2分の1未満の場合においては、当該自動車に係る自動車税を軽減しないものとする。

- (1) 災害により滅失し、又は損壊した自動車（以下「使用不能車」という。）
- (2) 災害により損害が生じ、当該損害を修繕するため相当の修繕費を要した自動車（以下「修繕車」という。）
- (3) 災害により滅失し、又は損壊した自動車に代わるものと知事が認める自動車（以下「代替自動車」という。）であって、当該災害を受けた日から3月以内に取得したもの

2 前項各号に掲げる自動車に係る自動車税の額から減ずる額（以下「軽減額」という。）は、当該自動車税の額に別表左欄に掲げる損害の程度に応じそれぞれ同表右欄に掲げる軽減の割合を乗じて得た額とす

る。この場合における損害の程度は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とし、第1号に掲げる自動車に係る同号に定める割合が2分の1未満の場合における軽減の割合は、別表の規定にかかわらず4分の1とする。

- (1) 使用不能車 災害により損害が生じる直前の残存価格から保険金、損害賠償金その他金品により当該損害に関し補填されるべき金額を減じた額を、当該災害により損害が生じる直前の残存価格で除して得た割合
- (2) 修繕車 修繕費から保険金、損害賠償金その他金品により当該損害に関し補填されるべき金額を減じた額を、当該災害により損害が生じる直前の残存価格で除して得た割合
- (3) 代替自動車 当該代替自動車に代わられる使用不能車の災害により損害が生じる直前の残存価格から保険金、損害賠償金その他金品により当該損害に関し補填されるべき金額を減じた額を、当該災害により損害が生じる直前の残存価格で除して得た割合

3 代替自動車に係る自動車税を軽減する場合において、代替自動車が新規登録され本来課税されるべき税額より、当該代替自動車に代わられる使用不能車を当該代替自動車の登録と同じ月に新規登録するものとしたときに課税されるべき税額が低いときは、前項の規定にかかわらず、当該代替自動車に代わられる使用不能車を当該代替自動車の登録と同じ月に新規登録するものとしたときに課税されるべき税額に、別表左欄に掲げる損害の程度に応じそれぞれ同表右欄に掲げる軽減の割合を乗じて得た額を当該代替自動車に係る自動車税の軽減額とする。

4 次の各号に掲げる自動車の第2項及び前項に定める軽減額が、当該各号に定める額を超える場合は、第2項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車に係る軽減額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 使用不能車 災害により損害が生じる直前の残存価格から、保険金、損害賠償金その他金品により当該損害に関し補填されるべき金額を減じた額
- (2) 修繕車 修繕費から保険金、損害賠償金その他金品により当該損害に関し補填されるべき金額を減じた額
- (3) 代替自動車 当該代替自動車に代わられる使用不能車の災害により損害が生じる直前の残存価格から、保険金、損害賠償金その他金品により当該損害に関し補填されるべき金額を減じ、さらに、当該使用不能車の自動車税の軽減額を控除した額

5 第2項及び前項の「災害により損害が生じる直前の残存価格」は、災害により損害が生じた時の直前における自動車の通常取引価額とし、その算出方法その他必要な事項は、法第118条第2項の当該自動車の通常取引価額として総務省令で定めるところにより算出した金額の例による。

(不動産取得税の減免)

第4条 県税条例第82条第1項第1号の規定の適用を受けることができる不動産の取得は、不動産を取得した日からおおむね6月以内に当該不動産が天災その他の災害により滅失し、又は損壊した場合における当該不動産の取得とする。

2 県税条例第82条第1項第1号に規定する滅失又は損壊した不動産の価格は、災害により滅失し、又は損壊した時の直前の当該不動産の固定資産課税台帳に登録された価格（当該不動産の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合においては、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準によって決定した価格）から、災害により滅失し、又は損壊した時の直後の不動産の価格及び保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を控除した価格とする。

3 前項の規定は、県税条例第82条第1項第2号に規定する滅失又は損壊した不動産の価格について準用する。

4 天災その他の災害によって不動産を滅失し、又は損壊した場合において、当該不動産の取得に係る不動産取得税について県税条例第82条第1項第1号の規定の適用を受けたときは、当該不動産に代わる不動産の取得に係る不動産取得税については、同項第2号の規定は適用しない。

(減免の申請)

第5条 県税条例第14条又は第82条第1項第1号若しくは第2号の規定により県税の減免を受けようとする者は、災害を受けた日又は賦課処分があったことを知った日から60日（代替自動車に係る自動車税の減免を受けようとする者においては、当該代替自動車の取得期限後7日）以内に、個人事業税の減免を受けようとする者については個人事業税減免申請書（第1号様式）及び損害額明細書（第2号様式）、自動車税

の減免を受けようとする者にあつては自動車税軽減申請書（第3号様式）、不動産取得税の減免を受けようとする者にあつては不動産取得税減免申請書（沖縄県税条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第15号）第95号様式）により、知事に申請しなければならない。

2 前項の個人事業税減免申請書、自動車税軽減申請書又は不動産取得税減免申請書には、災害を受けたことを証する書類を添付し、所轄の県税事務所、宮古事務所若しくは八重山事務所又は自動車税事務所の長に提出しなければならない。

(減免の承認又は不承認の通知)

第6条 知事は、前条の規定による減免の申請に対する処分を決定した場合は、県税の減免承認（不承認）通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(減免の取消し)

第7条 知事は、虚偽の申請その他不正の行為により第2条から第4条までの規定による県税の減免を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、直ちにその者に係る減免を取り消すものとする。

(県税事務所等又は自動車税事務所の長の専決事項)

第8条 県税条例第2条第16号に掲げる県税事務所等又は自動車税事務所の長は、この規則に基づく天災その他の災害による被害者に対する県税の減免に係る事務を専決するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

損害の程度	軽減の割合
2分の1以上3分の2未満	4分の1
3分の2以上	2分の1

第1号様式（第5条関係）

個人事業税減免申請書

沖縄県知事 殿		申 請 者	住（居）所			
年 月 日			事 業 所 名			
			氏 名		(印)	
沖縄県災害被害者に対する県税の減免に関する規則第5条の規定により、別紙損害額明細書を添え下記のとおり申請します。						
申理 請 の 由						
損 害 の 内 訳	被害前の事業用 資産の価格(A) 又は自己の財産 の価格(B) ①	被害後の事業用 資産の価格(A) 又は自己の財産 の価格(B) ②	損 害 額 ①-② ③	保 険 よ り た れ た 金 額 ④	差 引 損 害 額 ③ - ④ ⑤	損 害 割 合 ⑤ ①
	(A) 円	円	円	円	円	
	(B)					
所 得 の 内 訳	所得の種類	所得金額 (a)	純損失、雑損失、 譲渡損失その他 の損失 (b)	所得税における 事業専従者 控除額 (c)	事業税におけ る事業専従者 控除額 (d)	合計所得金額 (a) + (b) + (c) - (d) (e)
	事業所得	円	円	円	円	円

減 免 と す る 税 額 の 計 算	計						
	年度	納期	事業主控除前の 所得金額	確定税額	被害後納付すべき 税額	減免を受けようとする税額	
			円	1期 円 ※ 2期 円 計 円	円 ※	円 ※	
減 免 を 受 け よ う と す る 税 額 の 計 算	事業主控除前の所得金額	減免の割合	減免の額の計算		減免税額		円
	500万円以下のとき ①	全額					
	500万円を超え 750万円以下のとき ②	2分の1					
	750万円を超え 1000万円以下のとき ③	4分の1					
	損害の割合	軽減の割合	軽減税額の計算		減免税額		
	$\frac{1}{2}$ 以上 $\frac{2}{3}$ 未満	$\frac{1}{4}$					
$\frac{2}{3}$ 以上	$\frac{1}{2}$						

- 注1 ※印の欄は、記入しないでください。
 2 災害を受けた事実を証明する文書を添付してください。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第2号様式 (第5条関係)

損害額明細書

申 請 者	住 (居) 所				
	事 業 所 名				
	氏 名	(印)			
事業用資産の種類 (非事業用資産の 種類)	災害前の価額	災害後の価額	保険金等により 補填された金額	差引損害額	被害の状況
	円	円	円	円	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第3号様式 (第5条関係)

自動車税軽減申請書

沖縄県知事 殿		住 (居) 所				
年 月 日		氏 名		(印)		
沖縄県災害被害者に対する県税の減免に関する規則第5条の規定により、自動車税の軽減を申請します。						
申 請 の 理 由	年 月 日 により損害を受けたため					
軽減を受ける 車両の車名、 登 録 番 号	(車 名)	登 録 (取 得) 年 月 日		年 月 日		
	(登録番号) 沖縄	初 年 度 登 録 年 月		年 月		
軽減を受ける 年 度 、 税 額	年 度		軽 減 の 割 合		軽 減 を 受 け る 税 額	
	(年税額又は課税額) 円		※ /		※ (軽減額) 円	
被害の状況	被害前の価額 ①	被害後の価額 ②	損 害 額 ①-②=③	保険金等により 補填された額 ④	差引損害額 ③-④=⑤	損害割合 ⑤ / ①
	円	円	円	円	円	%
備考						
1 修繕費 円						

2 災害を受けた場所及びその状況

- 注1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 次に掲げる書類を添付してください。
- (1) 災害を受けた事実を証明する書類
 - (2) 被災した自動車の写真
 - (3) 修理の見積書(写)及び領収書(写)
 - (4) 保険金等によって補填されるべき金額を証する書類
 - (5) 自動車検査証の写し
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第4号様式 (第6条関係)

承認
 不承認
 県税の減免 通知書

年 月 日

殿

沖縄県知事

印

年 月 日付け提出された 税に係る減免(軽減)の申請について、
 下記のとおり承認 ^{する} / _{しない} ので通知します。

減免する前の税額①	
減免税額②	
差引納付すべき税額①-②	
減免をしない理由	

- 注1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、沖縄県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、1の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができません。当該決定を経た後は、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 異議申立てがあった日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 7月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第78号

沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県税条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第24条」を「第24条の2」に改める。

第3条中第17号を第18号とし、第5号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 条例第82条第1項第3号に規定する規則で定める不動産の取得（第24条の2第1項第3号に規定するものを除く。）に係る不動産取得税の減免

第3条に次の1号を加える。

(19) 条例第146条の2第1項に規定する中古商品自動車に対する自動車税の減免

第24条中「条例第73条」の次に「若しくは条例第82条第5項」を加え、第2章第3節中同条の次に次の1条を加える。

（不動産取得税の減免等）

第24条の2 条例第82条第1項第3号に規定する規則で定める不動産の取得及び規則で定める価格は、次の各号に掲げる不動産の取得及び当該各号に定める価格とする。

(1) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる法人が国又は地方公共団体から補助金の交付を受けて当該法人の本来の事業の用に直接供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得 当該補助金の交付を受けて取得した部分に相当する不動産の価格

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体の地域的な共同活動のための不動産を当該地縁による団体の代表者その他知事が適当と認める者（同条第7項に規定する認可地縁団体にあつては、当該認可地縁団体）が取得した場合における当該不動産の取得 当該不動産の価格

(3) 次に掲げる全ての要件に該当する特別の事情がある者による不動産の取得であつて、知事が認めるもの 当該不動産の価格

ア 収益事業を行わない公益財団法人又は公益社団法人であること。

イ 取得した不動産を当該法人の本来の事業の用に直接に供すること。

ウ 不動産取得税を免除することが、他の納税者との租税負担の関係において公平又は公正を失するものでないこと。

2 条例第82条第3項に規定する規則で定める不動産の取得は、次に掲げる不動産の取得とする。

(1) 法第73条の4第1項第2号から第4号の9までに規定する法人を設立しようとする者が当該法人の本来の事業の用に供する不動産（同項第2号から第4号の9までに掲げる不動産をいう。以下この号において同じ。）として使用するために不動産を取得した場合における当該不動産の取得（当該不動産を取得後当該事業の用以外の用に使用することなく、かつ、当該不動産の取得の日から1年以内に当該法人に譲渡したものに限る。）

(2) 夫婦、3親等内の血族及び2親等内の姻族間においてなされた不動産の贈与契約が当該贈与契約に基づく不動産の取得の日の属する年の翌年の末日までに解除され、かつ、受贈者及び贈与者が経済的利益を受けていないと認められる場合における当該贈与契約に係る贈与又は解除による不動産の取得

3 条例第82条第4項に規定する規則で定める期間は、前項第1号の不動産の取得の日から1年以内とする。

第29条から第32条までを次のように改める。

（条例第89条の3に規定する規則で定める団体等）

第29条 条例第89条の3に規定する規則で定める団体は、公益財団法人沖縄県体育協会とする。

2 条例第89条の3に規定するスポーツの普及及び振興のため開催する競技会として規則で定めるものは、県民の健康増進と体力向上を目的として開催され、かつ、国民体育大会の予選会に派遣する選手の選考を兼ねるゴルフの競技会であつて、沖縄県公報で告示したものをいう。

3 条例第89条の3に規定する規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 競技会を開催する団体が、当該競技会に参加する者に参加のための費用の負担を求めないで当該競技会を運営すること。
- (2) 競技会が開催されるゴルフ場の利用に関し、競技会に参加する者に対し別の利用料金の定めがあつて、その利用料金が通常の利用料金に比較して2割以上軽減されていること。
- 4 条例第89条の3の規定の適用がある競技会を開催しようとする団体は、当該競技会を開催する日の1月前までに、当該競技会の実施要項その他知事が必要と認める書類を届け出なければならない。
- 5 知事は、前項の規定による届出があつた場合で、当該届出に係る競技会が第2項に定める競技会に該当し、かつ、第3項に定める要件に該当するときは、当該競技会の競技に参加する者のゴルフ場利用税の課税を免除する旨を当該競技会が行われるゴルフ場の特別徴収義務者及び届出をした団体に通知しなければならない。
- 6 前項の規定により通知があつた競技会が行われたゴルフ場の特別徴収義務者は、当該競技会の競技に参加した者の氏名、住所、電話番号及び生年月日について、一覧に整理した書類を競技会が開催された日の属する月の翌月10日までに知事に提出しなければならない。

第30条から第32条まで 削除

第55条を次のように改める。

(中古商品自動車の販売を業とする者等)

第55条 条例第146条の2第1項に規定する自動車の販売を業とする者で規則で定めるものは、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条第1項の規定により、自動車を取り扱うことについて古物営業の許可を受けていること。
- (2) 自動車税に係る徴収金を滞納していないこと及び当該年度に係る自動車税を納期内に納付していること。
- (3) 県税に関して、法若しくは条例の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法において準用する国税犯則取締法の規定により通告処分（料りに相当する金額に係る通告処分を除く。）を受けた者にあつては、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過していること。
- (4) 県税に係る滞納処分を受けた者にあつては、当該滞納処分の日から2年を経過していること。
- 2 条例第146条の2第1項に規定する規則で定める中古自動車は、道路運送車両法第6条に規定する自動車登録ファイルに所有者（自動車登録ファイルに使用者が登録されている場合にあつては、所有者及び使用者）として条例第146条の2第1項の販売業者が登録されている中古自動車とする。
- 3 条例第146条の2第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 - (2) 年度及び税額
 - (3) 自動車登録番号及び主たる定置場
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 4 条例第146条の2第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 一般財団法人日本自動車査定協会の発行する商品中古自動車証明書
 - (2) 当該年度の自動車税納税通知書
 - (3) 古物商許可証の写し
 - (4) 申請する年度の4月1日から申請までの間、対象自動車を売却した場合等にあつては、当該事実を証する書面

別表73の3の項中「第95号様式の4」を「第95号様式の7」に改め、同項を同表73の6の項とし、同表73の2の項中「第95号様式の2」を「第95号様式の5」に、「第95号様式の3」を「第95号様式の6」に改め、同項を同表73の5の項とし、同表73の項の次に次のように加える。

73の2 条例第82条第3項の規定による納税義務の免除	不動産取得税納税義務免除申請書	第95号様式の2
73の3 条例第82条第5項において準用する条例第72条第2項の申請書	不動産取得税徴収猶予申請書	第95号様式の3

73の4 条例第82条第5項において準用する条例第75条第2項の申請書	不動産取得税還付申請書	第95号様式の4
-------------------------------------	-------------	----------

別表84から88までの項を次のように改める。

84 第29条第4項の規定による届出	ゴルフ場利用税課税免除適用競技会届出書	第106号様式
85 第29条第5項の規定による通知	ゴルフ場利用税課税免除通知書	第107号様式
86から88まで	削除	

別表140の項を次のように改める。

140 条例第146条の2第2項の申請書	自動車税減額申請書(中古商品自動車用)	第174号様式
----------------------	---------------------	---------

第95号様式の4を第95号様式の7とし、第95号様式の3を第95号様式の6とし、第95号様式の2を第95号様式の5とし、第95号様式の次に次の3様式を加える。

第95号様式の2(用紙 日本工業規格A4縦長型)

不動産取得税納税義務免除申請書								
							年 月 日	
沖縄県 県税事務所長 事務所長 殿								
申請者								
住所(所在地)								
氏名(名称)							④	
下記のとおり、沖縄県税条例第82条第3項に規定する不動産取得税の納税義務の免除を申請します。								
納税通知書番号			税 額			円		
取得した不動産	所在及び地番							
	不動産の種類	土 地	地 目		家 屋	家屋番号	構 造	種 類
	地 籍 又 は 床 面 積							平方メートル
取得年月日							年 月 日	
免除を受けようとする事項		1 用途非課税法人の設立関係者による取得 2 解除された親族間の贈与契約に係る贈与又は解除による取得						
免除を必要とす	用途非課税法人の設立関係者による取得		取得年月日		年 月 日			
	解除された親		譲渡年月日		年 月 日			
	贈与年月日							

理 由	族間の贈与契約に係る贈与又は解除による取得		年	月	日
		贈与契約の解除年月日	年	月	日
備考					

注 この申請書には、納税義務の免除を受けようとする事項を証明するに足りる書類を添付してください。
 第95号様式の3 (用紙 日本工業規格A4縦長型)

不動産取得税徴収猶予申請書							
年 月 日							
沖縄県		県税事務所長 殿 事務所長					
申請者							
住所(所在地)							
氏名(名称) ㊟							
下記のとおり、沖縄県税条例第82条第4項に規定する不動産取得税の徴収猶予を申請します。							
取得した不動産	所在及び地番						
	不動産の種類	土地	地目	家屋	家屋番号	構造	種類
	地籍又は床面積	平方メートル					
取得年月日	年 月 日						
不動産の譲渡予定年月日	年 月 日						
徴収猶予税額	円						
徴収猶予期限	年 月 日						

注 この申請書には、徴収猶予を受けようとする事項を証明するに足りる書類を添付してください。
 第95号様式の4 (用紙 日本工業規格A4縦長型)

不動産取得税還付申請書							
年 月 日							
沖縄県		県税事務所長 殿 事務所長					
申請者							
住所(所在地)							

氏名 (名 称) ㊟			
下記のとおり、沖縄県税条例第82条第5項において準用する同条例第75条第2項の規定により不動産取得税の還付を申請します。			
納税通知書番号		税 額	円
不動産の種類		地籍又は 床面積	平方メートル
不動産の所在及び 地 番	市 郡	町 村	番地
納付した税額			円
同上の納付年月日		年 月 日	
還付を受けようとする 税 額			円
納税義務の免除を 受けた年月日		年 月 日	
備 考			

注 備考欄には参考となる事項を記載してください。
第106号様式から第110号様式までを次のように改める。

第106号様式 (用紙 日本工業規格A4縦長型)

ゴルフ場利用税課税免除適用競技会届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

届出者
所在地
名 称

㊟

沖縄県税条例第89条の3の規定の適用がある競技会を開催しますので、沖縄県税条例施行規則第29条第4項の規定により次のとおり届け出ます。

競技会名	
競技会開催日	
競技会の行われる ゴルフ場	

注 この届出書には、次の書類を添付してください。

- 1 当該競技会の実施要項
- 2 各ゴルフ場の利用料金一覧表（通常の利用料金と当該競技会における利用料金との比較ができるものに限る。）
- 3 前年度参加者一覧表
- 4 定款

第107号様式（用紙 日本工業規格A 4縦長型）

ゴルフ場利用税課税免除通知書

第 号
年 月 日

住所又は所在地
氏名又は名称 殿

沖縄県知事 印

年 月 日付けゴルフ場利用税課税免除適用競技会届出書により届出のあつた競技会におけるゴルフ場の利用に対するゴルフ場利用税については、沖縄県税条例第89条の3の規定により課税免除することとしたので通知します。

競技会を開催する団体	
競技会名	
競技会開催日	
競技会の行われるゴルフ場	

- 注1 特別徴収義務者は、当該競技会の競技に参加した者の氏名、住所、電話番号及び生年月日について一覧に整理した書類を作成し、及び保管すること。
- 2 特別徴収義務者は、ゴルフ場利用税の納入申告書の余白に課税免除に係るゴルフ場利用者の人数を記入すること。
- 3 特別徴収義務者は、納入申告書に上記1に掲げる書類の写しを添付すること。

第108号様式から第110号様式まで 削除

第174号様式を次のように改める。

第174号様式（用紙 日本工業規格A 4縦長型）

自動車税減額申請書（中古商品自動車用）

年 月 日

殿

申請者
住所（所在地）
氏名（名 称）
電話 印

下記のとおり、沖縄県税条例第146条の2の規定により、年度分の自動車税の減額を申請します。

				古物営業許可番号	古物営業の許可名義人
登録番号	登録年月日	車台番号	車名	定置場(展示場)	軽減額
備 考					

注1 次の書類を添付すること。

- (1) 一般財団法人日本自動車査定協会の発行する商品中古自動車証明書
- (2) 当該年度の自動車税納税証明書の写し
- (3) 古物商許可証の写し
- (4) 申請する年度の4月1日から申請までの間、対象自動車を売却した場合等にあつては、当該事実を証する書面

2. 行が不足する場合は、適宜、行を追加すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年7月26日

沖縄県知事 仲井 眞 弘 多

沖縄県規則第79号

沖縄県税条例施行規則等の一部を改正する規則

(沖縄県税条例施行規則の一部改正)

第1条 沖縄県税条例施行規則(昭和47年沖縄県規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表5の項中「督促状(法人県民税・法人事業税用)」を「督促状(自動車税用)」に、「督促状(自動車税用)」を「督促状(随時課税用)」に改め、同表20の項中「徴収猶予承認通知書」を

「徴収猶予承認通知書」に、「徴収猶予期間延長承認通知書」を

「徴収猶予承認通知書」に改め、同表中

「

40 削除

を

40 条例第17条第1項の規定による差押え	差押調書（動産・有価証券用）	第61号様式
	差押調書（債権用）	第61号様式の2
	差押調書（不動産用）	第61号様式の3
	差押調書（第三債務者のある無体財産権等用）	第61号様式の4
	債権差押通知書	第61号様式の5
	差押書	第61号様式の6
	差押通知書	第61号様式の7
40の2 条例第17条第4項の規定による交付要求	交付要求書	第61号様式の8
	交付要求通知書（滞納者用）	第61号様式の9
	交付要求通知書（権利者等用）	第61号様式の10
40の3 条例第17条第5項の規定による参加差押え	参加差押調書	第61号様式の11
	参加差押書	第61号様式の12
	参加差押通知書（滞納者用）	第61号様式の13
	参加差押通知書（権利者等用）	第61号様式の14

に改め、同表

50の項中「法人^{県民税}事業税^{更正・決定}通知書」を「法人の^{県民税}事業税^{更正・決定}に係る^{更正・決定}の通知書」に改め、同表
地方^{事業税}特別税^{加算金決定}

51の項の次に次のように加える。

51の2 条例第45条の8の規定による通知	県民税 ^{更正・決定} 加算金 ^{決定} に係る通知書	第72号様式の2
51の3 条例第45条の14の規定による通知	県民税 ^{更正・決定} 加算金 ^{決定} に係る通知書	第72号様式の3
51の4 条例第45条の20の規定による通知	県民税 ^{更正・決定} 加算金 ^{決定} に係る通知書	第72号様式の4

別表中 61 条例第60条第1項又は第2項の届出書	事業開始等届出書（個人）	第82号様式
	事業開始等届出書（法人）	第83号様式

を

	事業開始等届出書（個人）	第82号様式
--	--------------	--------

61 条例第60条第1項又は第2項の届出書	事業開始等届出書（法人）	第83号様式	に改め、同表
	変更等届出書（法人）	第83号様式の2	

105の項中「自動車取得税更正決定通知書」を「自動車取得税更正（決定）通知書」に改める。
第16号様式及び第17号様式を次のように改める。

(裏)

不服の申立て

この督促について不服があるときは、この督促を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により沖縄県知事に対して審査請求することができます。

処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、次の1から3までのいずれかに該当する場合を除き、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。

延滞金について

納期限までに税金を納付しなかつた場合は、地方税法の規定に基づき延滞金が課せられます。延滞金は、納期限の翌日から納めた日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6%（当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合を乗じて計算した金額に相当する額となります。

県税の納付場所

この督促状を持って下記金融機関、沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局又は県の機関で納付してください。

「 次の納税者（特別徴収義務者）が滞納に係る徴収金を完納しないので、あなたが
地方税法第11条第1項の規定により第二次納税義務者（保証人）として次のとおり
納付（納入）してください。

第24号様式中

納 税 者 (特別徴収義務者)		住 (居) 所 等 氏名 (法人の名称)				
滞 納 金 額	年 度	税 目	納 期 限	税 額	延 滞 金	加 算 金
			・ ・	円	円	円
			・ ・			
			・ ・			
第二次納税義務者（保証人）として あなたが納付（納入）すべき金額				納 期 限	納 付 (納 入) 場 所	
円				・ ・	沖縄県指定金融機関、 沖縄県指定代理金融機関、 沖縄県収納代理金融機関、 県内の郵便局	

を

「 次の納税者（特別徴収義務者）が滞納に係る徴収金を完納しないので、あなたが
第二次納税義務者（保証人）として次のとおり納付（納入）してください。
地方税法第11条第1項の規定により告知します。

納 税 者 (特別徴収義務者)		住 (居) 所 等 氏名 (法人の名称)					
滞 納 金 額	年 度	税 目	納 期 限	税 額	延 滞 金	加 算 金	滞納処分費
			・ ・	円	円	円	円
			・ ・				
			・ ・				
第二次納税義務者（保証人）として あなたが納付（納入）すべき金額			納 期 限	納 付 (納 入) 場 所			
円			・ ・	沖縄県指定金融機関、 沖縄県指定代理金融機関、 沖縄県収納代理金融機関、 県内の郵便局			
処分理由							

に改める。

第26号様式中

納 付 場 所	沖縄県指定金融機関、沖縄県指定代理金融機関、沖縄県収納代理金融機関、県内の郵便局
---------	--

を

納 付 場 所	沖縄県指定金融機関、沖縄県指定代理金融機関、沖縄県収納代理金融機関、県内の郵便局
処 分 理 由	

に改める。

納 税 者 (特別徴収)	住 (居) 所 等	
-----------------	-------------	--

第29号様式中

滞納金額	(義務者) 氏名 (法人の名称)					
	年度	税目	納期限	税額	延滞金	加算金
			・ ・	円	円	円
			・ ・			
			・ ・			
徴収する金額	円					
譲渡された担保権付財産	名称	数量	性質			
譲渡された担保権付財産の所在						
担保権設定年月日	年 月 日					
執行機関の名称						
備考						

を

納税者 (特別徴収義務者)	住(居)所等						
	氏名(法人の名称)						
滞納金額	年度	税目	納期限	税額	延滞金	加算金	滞納処分費
			・ ・	円	円	円	円
			・ ・				
			・ ・				
徴収する金額	円						
譲渡された担保権付財産	名称	数量	性質				
譲渡された担保権付財産の所在							
担保権設定年月日	年 月 日						
執行機関の名称							
処分理由							
備考							

に改める。

納税者 (特別徴収義務者)	住(居)所等					
	氏名(法人の名称)					
滞納金額	年度	税目	納期限	税額	延滞金	加算金
			・ ・	円	円	円
			・ ・			
			・ ・			

第31号様式中	徴収する金額				円				を
	譲渡担保財産	名 称		数 量		性 質			
	譲渡担保財産の所在								
	譲渡担保権設定年月日								
	指 定 納 期 限								
	納 付 場 所				沖縄県指定金融機関、沖縄県指定代理金融機関、沖縄県収納代理金融機関、県内の郵便局				
	備 考								

納 税 者 (特別徴収義務者)	住 (居) 所 等						
	氏名 (法人の名称)						
滞 納 金 額	年 度	税 目	納期限	税 額	延滞金	加 算 金	滞納処分費
			・ ・	円	円	円	円
			・ ・				
			・ ・				
徴収する金額		円					
譲渡担保財産	名 称		数 量		性 質		
譲渡担保財産の所在							
譲渡担保権設定年月日							
指 定 納 期 限							
納 付 場 所			沖縄県指定金融機関、沖縄県指定代理金融機関、沖縄県収納代理金融機関、県内の郵便局				
処 分 理 由							
備 考							

に改める。

第32号様式中「第14条の18第2項」を「第14条の18第1項」に、「譲渡担保権者に告知をした」を「下記譲渡担保財産から滞納県税を徴収することとした」に、「次のとおり」を「同条第2項の規定により」

納 税 者 (特別徴収義務者)	住 (居) 所 等					
	氏名 (法人の名称)					
滞 納 金 額	年 度	税 目	納 期 限	税 額	延 滞 金	加 算 金
			・ ・	円	円	円
			・ ・			
			・ ・			

に、

譲渡担保権者から徴収する金額			円		
譲渡担保財産	名 称	数 量	性 質		
譲渡担保財産の所在					
譲渡担保権者	住（居）所等				
	氏名（法人の名称）				
譲渡担保権設定年月日		年	月	日	
譲渡担保権者に告知をした年月日		年	月	日	
備考					

を

納税者 (特別徴収義務者)	住（居）所等						
	氏名（法人の名称）						
滞納金額	年度	税目	納期限	税額	延滞金	加算金	滞納処分費
			・ ・	円	円	円	円
			・ ・				
			・ ・				
譲渡担保権者から徴収する金額			円				
譲渡担保財産	名 称	数 量	性 質				
譲渡担保財産の所在							
譲渡担保権者	住（居）所等						
	氏名（法人の名称）						
譲渡担保権設定年月日		年	月	日			
譲渡担保権者に告知をした年月日		年	月	日			
備考							

に改める。


第35号様式及び第36号様式を次のように改める。

第35号様式（用紙 日本工業規格A4縦長型）

徴 収 猶 予 承認通知書
徴収猶予期間延長

第 年 月 日 号

殿

県税事務所長
自動車税事務所長 
事務所長

年 月 日付けで徴収の猶予（徴収の猶予期間延長）の申請があつたあなたの税金については、下記のとおり承認しましたので、地方税法第15条第4項の規定により通知します。


猶予税額	課税番号	年度	期別	税目	税額	延滞金	加算金
					円	円	円
					合計		
徴収猶予（徴収猶予延長）期間			年 月 日から 年 月 日まで 月間				
担保							
分納金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	
		円		円		円	

第36号様式（用紙 日本工業規格A4縦長型）

徴 収 猶 予 不承認通知書
徴収猶予期間延長

第 号
年 月 日

殿

県税事務所長
自動車税事務所長 
事務所長

年 月 日付けで徴収の猶予（徴収の猶予期間延長）の申請があつたあなたの税金については、下記の理由により承認できませんので、地方税法第15条第4項の規定により通知します。

課税番号	年度	期別	税目	税額	延滞金	加算金
				円	円	円

				合計		
承認しない理由						

注1 この処分不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、なるべく当所を經由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第39号様式中「地方税法」を「地方税法第15条の3第3項（第15条の6第2項）」に改める。

第43号様式中「第32条の3」を「第32条」に改める。

第44号様式中「第 号をもって保全担保の提供を命じた期限までにその担保を提供しないため」を「担保提供命令書により命令した担保の提供が指定した期限（ 年 月 日）までにされていないため、下記のとおりあなたの財産について抵当権を設定するので、」に改め、「次の物件に対し抵当権を設定するので、」を削る。

第45号様式中「決定します」を「決定したので、同条第2項の規定により通知します」に、

備考		を
----	--	---

処分理由		に改める。
備考		

第61号様式を次のように改める。

第61号様式（動産・有価証券用）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

差押調書		
	年 月 日	
沖縄県 事務所 沖縄県徴税吏員	⑩	
下記の滞納県税が、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないこ		

とから、当該滞納県税及び滞納処分費を徴収するため、沖縄県税条例第17条第1項の規定によりあなたの下記財産を差し押さえましたので、国税徴収法第54条の規定によりこの調書を作ります。

滞納者	住(居)所									
	氏名									
滞納金額	課税番号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金	加算金	滞納処分費	督促状発送年月日
						円	法律による金額 要す (円)	円	法律による金額 円	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
	合計							〃		〃
差押財産										
滞納処分のため捜索した場所又は物					検索日時	年 月 日 午 前 時 分から 午 前 時 分まで 後 後				
上記の捜索に立ち会い差押調書謄本を受領しました。 年 月 日 () ㊦										
差押調書謄本 (年 月 日 () まで) を受領しました。 年 月 日 () ㊦										
差押調書謄本を (年 月 日) に差し置きました。 沖縄県徴税吏員 ㊦										
上記差押調書謄本記載の差押財産の保管を命じます。 年 月 日 封印(公示書)により差し押さえた旨、表示しました。 殿 沖縄県 事務所 沖縄県徴税吏員 ㊦										
上記差押調書謄本記載の差押財産を保管します。 年 月 日 保管者 ㊦										

- 注1 「延滞金額」欄の「要す」の記載は、地方税法所定の全延滞金額の交付を求めるものです。また、()内の金額は、便宜、この調書作成の日までのものを概算したものです。
- 2 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。
- 3 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当所を経由して提出してください。
- 4 この処分の取消しの訴えは、上記3の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第61号様式の次に次の13様式を加える。

第61号様式の2(債権用)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

差押調書

年 月 日 沖縄県 事務所 沖縄県徴税吏員 ㊟										
下記の滞納県税が、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納県税及び滞納処分費を徴収するため、沖縄県税条例第17条第1項の規定によりあなたの下記財産を差し押さえましたので、国税徴収法第54条の規定によりこの調書を作ります。なお、この差押え後は下記財産の取り立てその他の処分をすることができません。										
(債権者)滞納者)	住(居)所									
	氏名									
滞納金額	課税番号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金	加算金	滞納処分費	督促状發送年月日
						円	法律による金額 要す (円)	円	法律による金額 円	
							//		//	
							//		//	
							//		//	
	合計						//		//	
差押債権	債務者	住(居)所				氏名				
履行期限										
差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。 年 月 日 () ㊟										
債権差押通知書(第三債務者あて)を受領しました。 年 月 日 () ㊟										

- 注1 「延滞金額」欄の「要す」の記載は、地方税法所定の全延滞金額の交付を求めるものです。また、()内の金額は、便宜、この調書作成の日までのものを概算したものです。
- 2 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。
- 3 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内又は公売する日若しくは随意契約により売却する日のいずれか早い日までに、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当所を経由して提出してください。
- 4 この処分の取消しの訴えは、上記3の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第61号様式の3 (不動産用) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

差押調書										
年 月 日										
沖縄県 事務所長 印										
<p>下記の滞納県税が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納県税及び滞納処分費を徴収するため、沖縄県税条例第17条第1項の規定によりあなたの下記財産を差し押さえましたので、国税徴収法第54条の規定によりこの調書を作ります。</p>										
滞納者	住(居)所									
	氏名									
滞納金額	課税番号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金	加算金	滞納処分費	督促状発送年月日
						円	法律による金額 要す (円)	円	法律による金額 円	
							//		//	
							//		//	
							//		//	
							//		//	
	合計							//		//
差押財産	-----									

注1 「延滞金額」欄の「要す」の記載は、地方税法所定の全延滞金額の交付を求めるものです。また、()内の金額は、便宜、この調書作成の日までのものを概算したものです。

2 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。

3 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内又は公売する日若しくは随意契約により売却する日のいずれか早い日までに、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当所を経由して提出してください。

4 この処分の取消しの訴えは、上記3の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第61号様式の4 (第三債務者のある無体財産権等用) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

差押調書										
年 月 日										
沖縄県 事務所長 印										
下記の滞納県税が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納県税及び滞納処分費を徴収するため、沖縄県税条例第17条第1項の規定によりあなたの下記財産を差し押さえましたので、国税徴収法第54条の規定によりこの調書を作ります。										
滞納者	住(居)所									
	氏名									
滞納金額	課税番号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金	加算金	滞納処分費	督促状発送年月日
						円	法律による金額 要す (円)	円	法律による金額 円	
							//		//	
							//		//	
							//		//	
							//		//	
	合計							//		//
差押財産	-----									

差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。 年 月 日 () 印										
差押通知書(第三債務者あて)を受領しました。 年 月 日 () 印										

- 注1 「延滞金額」欄の「要す」の記載は、地方税法所定的全延滞金額の交付を求めるものです。また、()内の金額は、便宜、この調書作成の日までのものを概算したものです。
- 2 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。
- 3 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内又は公売する日若しくは随意契約により売却する日のいずれか早い日までに、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当所を経由して提出してください。
- 4 この処分の取消しの訴えは、上記3の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第61号様式の5 (用紙 日本工業規格A4縦長型)

債権差押通知書										
第三債務者			殿					年 月 日		
			沖繩県 事務所					Ⓜ		
			沖繩県徴税吏員							
<p>下記のとおり、滞納金額を徴収するため、沖繩県税条例第17条第1項の規定により債権を差し押さえますので、履行期限までに当所あて支払ってください。この通知を受けた後、債権者に対して支払っても、その支払いは無効です。</p>										
(債権者)滞納者	住(居)所									
	氏名									
滞納金額	課税番号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金	加算金	滞納処分費	督促状発送年月日
						円	法律による金額 要す (円)	円	法律による金額 円	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
	合計						〃		〃	
差押債権	債務者	住(居)所				氏名				

履行期限										
差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。 年 月 日 () Ⓜ										
債権差押通知書(第三債務者あて)を受領しました。 年 月 日 () Ⓜ										

- 注1 「延滞金額」欄の「要す」の記載は、地方税法所定の全延滞金額の交付を求めるものです。また、()内の金額は、便宜、この通知書作成の日までのものを概算したものです。
- 2 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。
- 3 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内又は公売する日若しくは随意契約により売却する日のいずれか早い日までに、沖繩県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当所を経由して提出してください。
- 4 この処分の取消しの訴えは、上記3の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、沖繩県を被告として(訴訟において沖繩県を代表する者は、沖繩県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合

- は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第61号様式の6 (用紙 日本工業規格A4縦長型)

差押書										
滞納者										年 月 日
										沖縄県 事務所長 印
下記の滞納県税が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納県税及び滞納処分費を徴収するため、沖縄県税条例第17条第1項の規定によりあなたの下記財産を差し押さえます。										
滞納者	住(居)所									
	氏名									
滞納金額	課税番号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金	加算金	滞納処分費	督促状発送年月日
						円	法律による金額 要す (円)	円	法律による金額 円	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
	合計							〃		〃
差押財産										

- 注1 「延滞金額」欄の「要す」の記載は、地方税法所定の全延滞金額の交付を求めるものです。また、()内の金額は、便宜、この差押書作成の日までのものを概算したものです。
- 2 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この差押書作成の日までのものです。
- 3 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内又は公売する日若しくは随意契約により売却する日のいずれか早い日までに、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当所を経由して提出してください。
- 4 この処分の取消しの訴えは、上記3の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第61号様式の7 (用紙 日本工業規格A4縦長型)

差押通知書										
第三債務者			年 月 日							
殿			沖繩県 事務所長 印							
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、沖繩県税条例第17条第1項の規定により財産を差し押さえます。										
滞納者	住(居)所									
	氏名									
滞納金額	課税番号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金	加算金	滞納処分費	督促状発送年月日
						円	法律による金額 要す (円)	円	法律による金額 円	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
	合計						〃		〃	
差押財産										
差押財産										
差押財産										
差押財産										

注1 「延滞金額」欄の「要す」の記載は、地方税法所定の全延滞金額の交付を求めるものです。また、()内の金額は、便宜、この通知書作成の日までのものを概算したものです。

2 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

3 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内又は公売する日若しくは随意契約により売却する日のいずれか早い日までに、沖繩県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当所を経由して提出してください。

4 この処分の取消しの訴えは、上記3の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、沖繩県を被告として(訴訟において沖繩県を代表する者は、沖繩県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第61号様式の8 (用紙 日本工業規格A4縦長型)

交付要求書

要求先の執行機関名 _____ 年 月 日
 殿
 沖繩県 事務所長 [印]

下記の滞納県税及び滞納処分費を徴収するため、下記の財産について、沖繩県税条例第17条第4項の規定により交付要求をします。

滞納者	住(居)所									
	氏名									
滞納金額	課税番号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金	加算金	滞納処分費	法定納期限等
						円	法律による金額 要す (円)	円	法律による金額 円	
							//		//	
							//		//	
							//		//	
						合計		//		//
交付要求に係る財産又は事件名	-----									

執行機関名							差押年月日	年 月 日		

注1 「延滞金額」欄の「要す」の記載は、地方税法所定の全延滞金額の交付を求めるものです。また、()内の金額は、便宜、この交付要求書作成の日までのものを概算したものです。

2 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この交付要求書作成の日までのものです。

第61号様式の9 (滞納者用) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

交付要求通知書

滞納者 _____ 年 月 日
 殿
 沖繩県 事務所長 [印]

あなたの財産について、下記のとおり強制換価手続が行われたことから、下記の滞納県税及び滞納処分費を徴収するため、沖繩県税条例第17条第4項の規定により交付要求をしましたので、国税徴収法第82条第2項の規定により通知します。

滞納	住(居)所	
----	-------	--

者 氏 名	課税	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金	加算金	滞納処分費	法定納期	
	番号						円 法律による金額 要す (円)	円	円 法律による金額 円	等	
滞 納 金 額							〃		〃		
							〃		〃		
							〃		〃		
							〃		〃		
							〃		〃		
	合計							〃		〃	
交付 要求 に係 る財 産又 は事 件名	-----										

執行機関名							差押年月日	年 月 日			

- 注 1 「延滞金額」欄の「要す」の記載は、地方税法所定の全延滞金額の交付を求めるものです。また、()内の金額は、便宜、この通知書作成の日までのものを概算したものです。
- 2 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。
- 3 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、なるべく当所を経由して提出してください。
- 4 この処分の取消しの訴えは、上記3の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第61号様式の10（権利者等用）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

交付要求通知書	
権利者等	年 月 日
殿	沖縄県 事務所長 印
下記の滞納県税及び滞納処分費を徴収するため、沖縄県税条例第17条第4項の規定により交付要求をいたしましたので、国税徴収法第82条第3項の規定により通知します。	
滞納	住(居)所

者 氏 名		課税 番号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金	加算金	滞納処分費	法定納期 限等	
滞 納 金 額							円 法律による金額 要す (円)	円	円	円		
							〃			〃		
							〃			〃		
							〃			〃		
							〃			〃		
	合計							〃			〃	
交 付 要 求 に 係 る 財 産 又 は 事 件 名	-----											

執行機関名							差押年月日	年 月 日				
交付要求年月日		年 月 日										

注1 「延滞金額」欄の「要す」の記載は、地方税法所定の全延滞金額の交付を求めるものです。また、()内の金額は、便宜、この通知書作成の日までのものを概算したものです。

2 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

第61号様式の11 (用紙 日本工業規格A4縦長型)

参加差押調書											
											年 月 日
執行機関 滞納者 権利者等											沖縄県 事務所長 印
下記の滞納県税が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納県税及び滞納処分費を徴収するため、下記の財産について、沖縄県税条例第17条第5項の規定により参加差押えをします。											
滞 納 者	住(居)所										
	氏 名										
滞 納 金	課税 番号	年度	期別	税目	納期限	督促状発 送年月日	税額	延滞金	加算金	滞納処分費	法定納期 限等
							円 法律による金額 要す (円)	円	円	円	
								〃		〃	
								〃		〃	

額								〃		〃	
								〃		〃	
	合計								〃		〃
参加 差 押 財 産	-----										

執行機関名							差押年月日		年 月 日		

注1 「延滞金額」欄の「要す」の記載は、地方税法所定の全延滞金額の交付を求めるものです。また、()内の金額は、便宜、この調書作成の日までのものを概算したものです。

2 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。

第61号様式の12 (用紙 日本工業規格A4縦長型)

参加差押書											
参加差押先の執行機関名							年 月 日				
殿							沖繩県 事務所長 <input type="checkbox"/>				
下記の滞納県税及び滞納処分費を徴収するため、下記の財産について、沖繩県税条例第17条第5項の規定により参加差押えをします。											
滞納者	住(居)所										
	氏名										
滞納金額	課税番号	年度	期別	税目	納期限	督促状発送年月日	税額	延滞金	加算金	滞納処分費	法定納期限等
							円	法律による金額 要す (円)	円	法律による金額 円	
								〃		〃	
								〃		〃	
								〃		〃	
	合計								〃		〃
参加差押	-----										

財 産	-----		

執行機関名		差押年月日	年 月 日

注1 「延滞金額」欄の「要す」の記載は、地方税法所定の全延滞金額の交付を求めるものです。また、()内の金額は、便宜、この参加差押書作成の日までのものを概算したものです。

2 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この参加差押書作成の日までのものです。

第61号様式の13 (滞納者用) (用紙 日本工業規格A 4縦長型)

参加差押通知書											
滞納者										年 月 日	
殿										沖繩県 事務所長 印	
<p>下記の滞納県税が、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納県税及び滞納処分費を徴収するため、下記の財産について、沖繩県税条例第17条第5項の規定により参加差押えをいたしましたので、国税徴収法第86条第2項の規定により通知します。</p>											
滞 納 者	住(居)所										
	氏名										
滞 納 金 額	課税 番号	年度	期別	税目	納期限	督促状発 送年月日	税額	延滞金	加算金	滞納処分費	法定納期 限等
							円	法律による金額 要す (円)	円	法律による金額 円	
								//		//	
								//		//	
								//		//	
	合計								//		//
参 加 差 押 財 産	-----										

執行機関名							差押年月日		年 月 日		

注1 「延滞金額」欄の「要す」の記載は、地方税法所定の全延滞金額の交付を求めるものです。また、()内の金額は、便宜、この通知書作成の日までのものを概算したものです。

2 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

3 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内

又は公売する日若しくは随意契約により売却する日のいずれか早い日までに、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、なるべく当所を経由して提出してください。

4 この処分の取消しの訴えは、上記3の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第61号様式の14（権利者等用）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

参加差押通知書											
権利者等 殿						年 月 日 沖縄県 事務所長 印					
<p>下記の滞納県税及び滞納処分費を徴収するため、下記の財産について、沖縄県税条例第17条第5項の規定により参加差押えをいたしましたので、国税徴収法第86条第4項の規定により通知します。</p>											
滞納者	住（居）所										
	氏 名										
滞納金額	課税番号	年度	期別	税目	納期限	督促状発送年月日	税額	延滞金	加算金	滞納処分費	法定納期限等
							円	法律による金額 要す (円)	円	法律による金額 円	
								//		//	
								//		//	
								//		//	
								//		//	
	合計							//		//	
参加差押財産	-----										

執行機関名						差押年月日			年 月 日		

注1 「延滞金額」欄の「要す」の記載は、地方税法所定の全延滞金額の交付を求めるものです。また、（ ）内の金額は、便宜、この通知書作成の日までのものを概算したものです。

2 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

第71号様式を次のように改める。

第71号様式 (用紙 日本工業規格A4縦長型)

法人の県民税
法人の事業税
地方法人特別税
に係る 更正・決定
加算金決定
の通知書

第 年 月 号 日

殿

沖縄県 県税事務所長 事務所長

		法人番号				
法人の県民税、法人の事業税及び地方法人特別税並びに加算金額について以下のとおり更正・決定しましたので通知します。		申告期限	・	当初申告	・	
事業年度		年 月 日から		年 月 日まで		
		資本金の額		円		
		資本金等の額		円		
		法人事業税 (是認)				
		法人県民税 (更正)				
区分		課税標準額	円	税率	税額	
更正・決定・是認による税額	所得割	総額			円	
		年400万円以下		$\frac{1}{100}$		
		年400万円超 年800万円以下		$\frac{1}{100}$		
		年800万円超		$\frac{1}{100}$		
		計				
	付加価値割	総額				
		付加価値額		$\frac{1}{100}$		
	資本割	総額				
		資本金等の額		$\frac{1}{100}$		
	収入割	総額				
収入金額			$\frac{1}{100}$			
合計税額						
納付確定額						
差引増減税額						
地方法人特別税						
区分		課税標準額	円	税率	税額	
更正・決定・是認による税額	所得割に係る 地方法人特別税			$\frac{1}{100}$		
	収入割に係る 地方法人特別税			$\frac{1}{100}$		
	合計税額					
納付確定分				差引増減税額		
過少・不申告加算金	通常分			$\times \frac{1}{100}$		
	加重分			$\times \frac{1}{100}$		
既に納付の確定した 当期分の加算金額				差引増減 加算金額		
追加算金	%適用			$\times \frac{1}{100}$		
	既に納付の確定した 当期分の加算金額			差引増減 加算金額		
		均等割		均等割		
		納付確定額		納付確定額		
		差引増減税額		差引増減税額		
		法人税割		法人税割		
		課税標準となる法人税額		課税標準となる法人税額		
		法人税割額		法人税割額		
		外国の法人税額等控除額		外国の法人税額等控除額		
		仮装経理に基づく控除額		仮装経理に基づく控除額		
		利子割額の控除額 (控除した金額)		利子割額の控除額 (控除した金額)		
		差引税額		差引税額		
		納付確定額		納付確定額		
		租税条約実施に係る 控除額		租税条約実施に係る 控除額		
		既還付請求利子割額が 過大である場合の納付額		既還付請求利子割額が 過大である場合の納付額		
		差引増減税額		差引増減税額		
		事務所等を有していた 月数		事務所等を有していた 月数		
		円 $\times \frac{1}{12}$		円 $\times \frac{1}{12}$		
		均等割		均等割		
		納付確定額		納付確定額		
		差引増減税額		差引増減税額		
		利子割額		利子割額		
		控除した額		控除した額		
		控除しきれなかった 金額		控除しきれなかった 金額		
		既に還付を請求した 利子割額		既に還付を請求した 利子割額		
		既還付請求利子割額が 過大である場合の納付額		既還付請求利子割額が 過大である場合の納付額		
		分割基準		分割基準		
		県民税		県民税		
		事業税 1		事業税 1		
		事業税 2		事業税 2		
		国税処理年月日		国税処理年月日		
		国税修正日		国税修正日		
		更正決定理由		更正決定理由		
		更正請求日		更正請求日		
		指定納期限		指定納期限		
		還付となる利子割額		還付となる利子割額		

納付すべき額及び延滞金（計算方法は裏面のとおり）は指定納期限までに同封の納付書によって納付して下さい。
（納付場所）沖縄県の公金を取り扱う金融機関（銀行、信用金庫、農協など）、沖縄県内の郵便局、県税事務所

処分の理由	
-------	--

- 注1 不足税額については、申告書の提出期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、不足税額（1,000円未満の端数は切り捨て、全額が2,000円未満の場合は全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（申告期限の翌日からこの通知書に記載されている納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算した延滞金を加算して納付してください。ただし、延滞金計算期間控除の欄に掲げる期間を延滞金の計算期間から除きます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、なるべく当所を経由して提出してください。
- 3 この処分の取消しの訴えは、上記2の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第72号様式の次に次の3様式を加える。

第72号様式の2（用紙 日本工業規格A4縦長型）

更正・決定
加算金決定
の通知書
県民税利子割に係る

第 号
年 月 日

様

下記のとおり、更正・決定をしましたので、通知します。

沖縄県那覇県税事務所長 

実績年月 利子等の種類	申告期限 申告日 更正請求日	課税標準額	税額	加算金			
		更正・決定額 既確定額 差引増減額（円）	更正・決定額 既確定額 差引増減額（円）	種別	基礎となる 税額 （千円）	率 %	加算金額 （円）

指定納期限	納入すべき合計額	円
	還付される合計額	円
納入場所	沖縄県指定金融機関、沖縄県指定代理金融機関、沖縄県収納代理金融機関	
更正・決定理由		
加算金決定理由		
摘要		

- 注1 申告納入をすべき納期限の翌日から、納入の日までの日数に応じて不足金額（不足金額に1,000円未満の端数があるとき又は不足金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）につき年14.6パーセント（この通知書による指定期限までの期間又は当該指定期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合で計算した延滞金を加算して納入してください。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、なるべく当所を経由して提出してください。
- 3 この処分の取消しの訴えは、上記2の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第72号様式の3（用紙 日本工業規格A4縦長型）

更正・決定
 加算金決定
 の通知書
 県民税配当割に係る

第 号
 年 月 日

様

下記のとおり、更正・決定をしましたので、通知します。
 よつて、この通知により納入すべき合計額を下記の指定納期限までに納入書によつて納入してください。

沖縄県那覇県税事務所長 印

	課税標準額	税額	加算金
--	-------	----	-----

実績年月	申告期限 申告日 更正請求日	更正・決定額 既確定額 差引増減額 (円)	更正・決定額 既確定額 差引増減額 (円)	種別	基礎となる 税額 (千円)	率 %	加算金額 (円)

指定納期限	納入すべき合計額	円
	還付される合計額	円

納入場所	沖縄県指定金融機関、沖縄県指定代理金融機関、沖縄県収納代理金融機関
------	-----------------------------------

更正・決定理由	
加算金決定理由	

摘要	
----	--

- 注1 申告納入をすべき納期限の翌日から、納入の日までの日数に応じて不足金額（不足金額に1,000円未満の端数があるとき又は不足金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）につき年14.6パーセント（この通知書による指定期限までの期間又は当該指定期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合で計算した延滞金を加算して納入してください。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、なるべく当所を経由して提出してください。
- 3 この処分の取消しの訴えは、上記2の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第72号様式の4（用紙 日本工業規格A4縦長型）

更正・決定
加算金決定 の通知書
県民税株式等譲渡所得割に係る

第 号
年 月 日

様

下記のとおり、更正・決定をしましたので、通知します。
よつて、この通知により納入すべき合計額を下記の指定納期限までに納入書によつて納入してください。

沖縄県那覇県税事務所長 

実績年月	申告期限 申告日 更正請求日	課税標準額	税額	加算金			
		更正・決定額 既確定額 差引増減額 (円)	更正・決定額 既確定額 差引増減額 (円)	種別	基礎となる 税額 (千円)	率 %	加算金額 (円)

指定納期限	納入すべき合計額	円
	還付される合計額	円

納入場所	沖縄県指定金融機関、沖縄県指定代理金融機関、沖縄県収納代理金融機関
------	-----------------------------------

更正・決定理由	
加算金決定理由	

摘要	
----	--

注1 申告納入をすべき納期限の翌日から、納入の日までの日数に応じて不足金額（不足金額に1,000円未満の端数があるとき又は不足金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）につき年14.6パーセント（この通知書による指定期限までの期間又は当該指定期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合））の割合で計算した延滞金を加算して納入してください。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、なるべく当所を経由して提出してください。

3 この処分の取消しの訴えは、上記2の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することがで

設立の形態が1～3である場合の設立前の個人企業、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況	事業主の氏名、合併により消滅した法人の名称、分割法人の名称又は出資者の氏名、名称		所轄税務署	事業内容等
単独法人・分割法人の区分	<input type="checkbox"/> 単独法人 <input type="checkbox"/> 分割法人（本県本店） <input type="checkbox"/> 分割法人（他県本店）	添付書類等	1 定款等の写し 2 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し 3 合併契約書の写し 4 その他（ ）	
関与税理士	氏名	事務所所在地	〒	電話（ ）
設立した法人が連結子法人である場合	連結親法人名		「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の提出年月日	連結親法人 年 月 日
	連結親法人の納税地	〒	電話（ ）	連結子法人 年 月 日 所轄税務署 決算期
事業種目	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> その他（具体的に_____業）	公益法人等（NPO法人を含む。）である場合	<input type="checkbox"/> 収益事業を行う <input type="checkbox"/> 収益事業を行わない	
一般社団法人・一般財団法人である場合	<input type="checkbox"/> 非営利型法人 → <input type="checkbox"/> 収益事業を行う <input type="checkbox"/> 普通法人	<input type="checkbox"/> 収益事業を行わない		

第83号様式の次に次の1様式を加える。

第83号様式の2（用紙 日本工業規格A4縦長型）

変更等届出書（法人）

年 月 日

沖縄県 県税事務所長 殿
事務所長

（フリガナ）
法人の名称

事務所等の 〒
所在地
電話

（フリガナ）
代表者氏名
電話



次の事項について変更等がありますので届け出ます。

届出区分	<input type="checkbox"/> 届出事項の変更 <input type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 解散 <input type="checkbox"/> 清算終了 <input type="checkbox"/> 事業再開 <input type="checkbox"/> その他						
廃止、解散、清算終了、事業再開等の年月日	年 月 日		休業の予定期間	年 月 日から 年 月 日			
資本金又は出資金の額	円	地方税の申告期限の延長の処分（承認）の有無	事業税	有 無	年 月 日の事業年度から 月間		
資本金等の額	円		県民税	有 無	年 月 日の事業年度から 月間		
変更事項等	変更前		変更後		変更年月日 (事実が発生した年月日)		
					年 月 日		
					年 月 日		
					年 月 日		

				年 月 日		
事業年度を変更した場合		変更後最初の事業年度：		年 月 日から 年 月 日		
本店所在地の変更 (いずれかに○)			旧の本店は事務所・事業所として (存続 ・ 廃止) する。			
単独法人・ 分割法人の 区分	<input type="checkbox"/> 単独法人 <input type="checkbox"/> 分割法人 (本県本店) <input type="checkbox"/> 分割法人 (他県本店)		支店・ 出張所・ 工場等	名 称	所 在 地	設置・廃止年月日
					電話 () -	年 月 日
添付書類等	1 定款等の写し					年 月 日
	2 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) の写し				電話 () -	年 月 日
	3 合併契約書の写し					年 月 日
	4 株主総会の議事録の写し					
	5 その他 ()				電話 () -	
関与税理士	氏名		事務所所在地	〒		
				電話 () -		

第85号様式の2中「特例適用
既存住宅」 m² 新築年月日 土地取得日」を「特例適用
既存住宅」 m² 住宅取得日 土地取得日」に改める。

第95号様式の7中



納 期 場 所	沖縄県指定金融機関、沖縄県指定代理金融機関、沖縄県収納代理金融機関	を
納 期 場 所	沖縄県指定金融機関、沖縄県指定代理金融機関、沖縄県収納代理金融機関	に
処 分 理 由		

改める。

第100号様式中「次のとおり」の次に「沖縄県税条例第88条第2項及び沖縄県税条例施行規則第25条の規定により」を加え、同様式注2を次のように改める。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第102号様式中「」を「」に、



摘 要		を
処 分 理 由		に
摘 要		

改め、同様式注2を次のように改める。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内

に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第102号の2様式中「第102号の2様式」を「第102号様式の2」に、「」を「」に、

摘 要		を
-----	--	---

処 分 理 由		に
摘 要		に

改め、同様式注2を次のように改める。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第126号様式中

納 期 限	年 月 日	を
-------	-------	---

処 分 理 由		に
納 期 限	年 月 日	に

改める。

第132号様式を次のように改める。

第132号様式（用紙 日本工業規格A4縦長型）

自動車取得税更正（決定）通知書

納 税 義務者	住所			
	氏名			
自動車登録番号又は届出番号				
自動車取得税	区分	課税標準額	税率	税額
	更正・決定によるもの	円	100	円
	既に納付の確定しているもの		100	

	差引過不足税額			
加 算 金	区分	過不足税額	率	加算金額
	過少申告加算金額	円	100	円
		円	100	円
	不申告加算金額		100	
	重加算金額		100	
	合計			
法 定 納期限	年 月 日		沖縄県指定金融機関、沖縄県指定代理金融機関、沖縄県収納代理金融機関、県内の郵便局	
処 分 理 由	<p>地方税法第 条第 項の規定により上記のとおり更正（決定）したので、上記不足税額、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金並びに当該不足税額に係る法定納期限の翌日から納付の日までの延滞金を合計した金額を別紙納付書により 年 月 日までに納付してください。</p> <p>第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">沖縄県 事務所長 印</p>			

注1 不足税額については、申告書の提出期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、不足税額（1,000円未満の端数は切り捨て、全額が2,000円未満の場合は全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（申告期限の翌日からこの通知書に記載されている納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合））を乗じて計算した延滞金を加算して納付してください。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、なるべく当所を経由して提出してください。

3 この処分の取消しの訴えは、上記2の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第145号様式中

7	納付又は納入 すべき合計額 ④+⑤+⑥		を
」			
7	納付又は納入 すべき合計額 ④+⑤+⑥		に
8	処 分 理 由		」

改める。

第150号様式中

承 認 量		を
」		
承 認 量		に
処 分 理 由		」

改め、同様式に注として次のように加える。

- 注1 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、なるべく当所を経由して提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第154号様式中

備 考		を
」		
処 分 理 由		に
備 考		」

改める。

（県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則（平成14年沖縄県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条第17号」を「第2条第16号」に改める。

（沖縄県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正）

第3条 沖縄県産業廃棄物税条例施行規則（平成18年沖縄県規則第5号）の一部を次のように改正する。
第12号様式中

指 定 納 期 限	年 月 日	を に改
指 定 納 期 限	年 月 日	
処 分 理 由		

める。

（沖縄県石油価格調整税条例施行規則の一部改正）

第4条 沖縄県石油価格調整税条例施行規則（平成24年沖縄県規則第12号）の一部を次のように改正する。
第14号様式中

指 定 納 期 限	年 月 日	を に改
指 定 納 期 限	年 月 日	
処 分 理 由		

める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の沖縄県税条例施行規則、沖縄県産業廃棄物税条例施行規則又は沖縄県石油価格調整税条例施行規則の規定に基づいて印刷された様式については、当分の間、所要の補正を行って使用することができる。

沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 7月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第80号

沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成25年沖縄県規則第72号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（指定管理者の指定の申請）

第2条 条例第5条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（第1号様式）によるものとする。

- 2 条例第5条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - (2) 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）
 - (3) 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
 - (4) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
 - (5) 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第3条の見出し中「使用基準」を「利用基準」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

事業支援室、研究室及び実証棟（以下「事業支援室等」という。）について条例第8条第2項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

第4条から第9条までを削る。

第10条の見出し中「使用者」を「利用者」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第4条第4項」を「第13条第6項」に、「使用者」を「利用者」に、「使用する」を「利用する」に、「経費」を「費用」に改め、同項第2号中「使用」を「利用」に改め、同項第5号中「使用者」を「利用者」に改め、同条第3項を削り、同条を第4条とする。

第11条から第15条までを削る。

第16条中「第10条第2項」を「第17条第2項」に、「第11号様式」を「第2号様式」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（事業報告書）

第6条 条例第20条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 沖縄バイオ産業振興センター（以下「センター」という。）の管理運営に関する業務（以下「業務」という。）の実施状況
- (2) 業務に係る収支状況
- (3) センターの利用状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

第17条から第19条までを削り、第20条を第7条とする。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 所在地
 団体の名称
 代表者の氏名 印

沖縄バイオ産業振興センターの管理に係る指定管理者の指定を受けたいので、沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例第5条の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 3 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）
- 4 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- 5 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- 6 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- 7 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第2号様式から第10号様式までを削る。

第11号様式（表）中「第16条関係」を「第5条関係」に、
 「所属」を「
 職名」指定管理者名」

「上記の者は、沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定による立入り等に従事する職員であることを証明する。」

「上記の者は、沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例第17条第1項の規定による立入り等に従事する者であることを証明する。」

改め、同様式（裏）中

「第10条 知事は、施設の管理上必要があると認めるときは、その職員に、第3条第1項の規定により
使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をさせることができる。」

2 前項の規定により立ち入り、質問又は指示をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者
の請求があるときは、これを提示しなければならない。」

「第17条 指定管理者は、施設の管理上必要があると認めるときは、センターの管理業務に従事する者
に、第8条第1項の規定により利用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示
をさせることができる。」

2 前項の規定により立ち入り、質問又は指示をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者
の請求があるときは、これを提示しなければならない。」

改め、同様式を第2号様式とする。

第12号様式及び第13号様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為として行う申請に必要な申請書等)

2 沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成25年沖縄県条例
第59号）附則第4項の規定により準備行為として行う指定管理者の指定に必要な申請書及び書類について
は、改正後の第2条の規定の例による。

告 示

沖縄県告示第436号

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）第89条の3に規定するスポーツの普及及び振興のため開催す
る競技会として沖縄県税条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第15号）第29条第2項に規定する競技会につい
て、同項の規定により次のとおり告示する。

平成25年 7月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公益財団法人沖縄県体育協会が開催する沖縄県民体育大会
- 2 公益財団法人沖縄県体育協会が開催する沖縄県民ゴルフ大会

訓 令

沖縄県訓令第73号

知 事 部 局

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 7月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令

沖縄県事務決裁規程（昭和48年沖縄県訓令第89号）の一部を次のように改正する。

別表第3 総務部の表税務課の項統括監専決事項の欄に次の1号を加える。

- 5 沖縄県税条例第82条第1項の規定に基づき、同項第3号に規定する不動産の取得（沖縄県税条例施行
規則（昭和47年沖縄県規則第15号）第24条の2第1項第3号に規定するものに限る。）に係る不動産取
得税を減免すること。

附 則

この訓令は、平成25年 7月26日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---